

- 議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時00分)
- 日程第5「議案第16号令和5年度松田町上水道事業会計予算」を議題といたします。
- 町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第16号令和5年度松田町上水道事業会計予算。
- (総則) 第1条、令和5年度松田町上水道事業会計予算は次に定めるところによる。
- (業務の予定量) 第2条、業務の予定量は次のとおりとする。(1) 給水戸数4,401戸。(2) 年間総給水量10万5,000立方メートル。(3) 1日平均給水量2,877立方メートル。(4) 主要な建設改良事業。宮下水源受変電及び自家発電設備改修工事(電気設備)7,903万円。宮下水源受変電及び自家発電施設改修工事(建築・土木)2,772万円。
- (収益的収入及び支出) 第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入、第1款、水道事業収益1億3,467万1,000円。第1項、営業収益1億642万6,000円。第2項、営業外収益2,824万4,000円。第3項特別収益1,000円。支出、第2款、水道事業費用1億3,467万1,000円。第1項、営業費用1億2,281万9,000円。第2項、営業外費用631万3,000円。第3項、特別損失1万円。第4項、予備費552万9,000円。
- (資本的収入及び支出) 第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,035万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとする)。収入、第3款、資本的収入1億690万円。第3項、企業債1億670万円。第2項、負担金20万円。1ページおめくりください。支出、第3款、資本的支出1億3,725万8,000円。第1項、建設改良費1億2,048万9,000円。第2項、企業債償還金1,676万9,000円。
- (継続費) 第5条、継続費の経費の総額及び年割額は次のとおりと定める。事業名、総額、年度、年割額の順で申し上げます。宮下水源受変電設備及び自家発電設備改修工事(電気工事)1億4,529万円、令和5年度7,903万円、令和

6年度6,626万円。宮下水源水害対策工事施工管理業務委託料397万8,000円、令和5年度197万8,000円、令和6年度200万円。

（債務負担行為）第6条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。事項、土木積算設計システムリース料。期間、令和5年度から令和10年度。限度額、76万円。

（企業債）第7条、起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、上水道事業。限度額、1億670万円。起債の方法、普通貸借または証券発行、利率、0.5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、政府その他金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、据え置き期間及び償還期限を短縮もしくは繰り上げ償還または低利に借り替えることができる。

（一時借入金）第8条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。（1）職員給与費1,587万6,000円。

（棚卸資産の購入限度額）第10条、棚卸資産の購入限度額は249万円と定める。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは御説明いたします。306ページをお願いします。継続費につきましては、先日の現地視察で御覧いただきました宮下水源の上段にございます電気設備工事、下段がその工事の管理委託に係るもので、令和5、6年の2か年で行うものでございます。債務負担行為は、土木積算設計システムリースについて、令和10年度までの債務を約束するものでございます。企業債につきましては、全て宮下水源の電気設備及び施設改修に係る分に充てるものでございます。

少し飛びまして320、321ページをお願いします。予算実施計画内訳の収益的

収入及び支出の収入です。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益につきましては、水道使用料で水を売って収益を得る分で、前年度比126万円、1.3%の増としております。給水世帯が増えたことにより増やしております。目3、その他営業収益につきましては、給水装置の開始・中止の手数料や、他会計負担金としまして下水道使用料徴収事務負担金でございます。

項の2、営業外収益、目2、雑収益につきましては、寄簡易水道事業特別会計からの事務費、事務委託分の繰入金や加入負担金でございます。町屋等の開発に伴い、加入負担金の増により前年度対比215万6,000円、18.1%の増としております。目3、長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等の当年度分減価償却の見合い分を収益化したもので、現金の動きはない収益でございます。

324、325ページをお願いします。支出です。水を造るための費用や日常的な業務委託でございます。款2、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費につきましては施設管理用に係る消耗品、動力費では宮下水源や中河原水源などの各水源のポンプ等の電気料、委託料でございます。各水源等のポンプにかかる電気料の高騰により、前年度対比842万1,000円、25.9%の増としております。

326、327ページをお願いします。目3、総係費につきましては、一般関係の費用でございます。

328、329ページをお願いします。目4、減価償却費と資産減耗費につきましては、実際の支出は伴いませんが、資本的支出のため留保資金となるものでございます。

330、331ページをお願いします。項2、営業外費用、目1、支払利息につきましては、配水管布設替えなどの事業に対する企業利息24件分の償還でございます。

目2、消費税及び地方消費税につきましては、水道使用料や加入負担金などの収入に含まれる消費税でございます。

332、333ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。ここからは4条の予算の収支となります。款3、資本的収入、項、目ともに企業債につ

きましては、宮下水源水害対策に係る受変電及び自家発電改修工事、及び施設改修工事についての起債でございます。

項2、負担金、工事負担金につきましては、下水道工事により水道管が支障となる場合を想定して、配水管布設替え工事の負担金を下水道事業会計より収入するものでございます。

334、335ページをお願いします。支出です。款4、資本的支出、項、目ともに建設改良費につきましては、宮下水源水害対策に係る委託料と工事が主なものでございます。節1、報酬につきましては、水道施設管理をお願いしている会計年度任用職員に支払うものでございます。節15、委託料、及び21、工事請負費につきましては、宮下水源水害対策工事に係るものでございます。

目2、固定資産購入費につきましては、量水器の購入費を計上しております。計量法により、8年以内で順次交換をしており、736基分を計上しております。項、目ともに企業債償還金につきましては、企業債元金17件分の償還金でございます。

なお、312ページにキャッシュ・フロー計算書、313ページに予定損益計算書前年度分、314ページから317ページまでに予定貸借対照表を、318ページに注記、337ページ以降に投資的事業の概要、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、企業債明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧頂ければと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問のある方いらっしゃいませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第16号令和5年度松田町上水道事業会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。